

# 災害に係る住家の被害認定基準運用指針

令和 2 年 3 月  
内閣府（防災担当）



## 序

災害に係る住家の被害認定については、平成13年にその認定基準の見直しを図り、調査方法の統一を図る観点から、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めました。

その後、平成19年11月の被災者生活再建支援法改正の際に、衆議院における附帯決議がなされたこと等を踏まえ、平成21年6月に運用指針を改定し、平成25年6月には、東日本大震災（平成23年）の被害の実態等を踏まえ、液状化した地盤に係る住家被害認定の合理化等に係る改定を実施するとともに、平成30年3月には、関東・東北豪雨（平成27年）、熊本地震（平成28年）、九州北部豪雨（平成29年）等の大規模な災害での経験等を踏まえ、住家被害認定の効率化・迅速化に係る改定を行うなど、数次にわたり見直しを実施してきました。

今般、令和元年房総半島台風による被害等を踏まえ、災害救助法による住宅の応急修理制度が拡充され、一部損壊の住宅のうち半壊又は半焼に準ずる程度の被害が生じた住宅について支援の対象とされたこと等を踏まえ、「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長：坂本功東京大学名誉教授）において、調査フローの見直し等についてご検討いただき、運用指針を改定しました。

改定した運用指針は、本検討会での議論を集約して取りまとめたものであり、今後の災害に係る住家の被害認定において、適切に活用していただきたいと考えております。

なお、運用指針の改定に当たり、座長をはじめとする各委員の皆様、関係省庁・関係業界・団体及び被災自治体の皆様に多大な協力をいただいたことに感謝する次第です。

令和2年3月

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

## 序（平成30年改定当時）

災害に係る住家の被害認定については、平成13年にその認定基準の見直しを図り、調査方法の統一を図る観点から、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めました。

その後、平成19年11月の被災者生活再建支援法改正の際に、衆議院において「浸水被害、地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること」との附帯決議がなされたこと等を踏まえ、学識経験者等からなる検討会において検討を行い、平成21年6月に運用指針を改定しました。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、液状化した地盤に係る住家被害認定の合理化、津波による住家被害認定の迅速化等を目的とした事務連絡を発出するなどの特例措置を実施し、この内容を運用指針に一本化する等の改定を平成25年6月に実施しました。

今般、それ以降に発生した関東・東北豪雨（平成27年）、熊本地震（平成28年）、九州北部豪雨（平成29年）等の大規模な災害での経験等を踏まえ、「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長：坂本功東京大学名誉教授）において、住家の被害認定調査を効率化・迅速化する観点からご検討いただき、運用指針を改定しました。

改定した運用指針は、本検討会での議論を集約して取りまとめたものであり、今後の災害に係る住家の被害認定において、適切に活用していただきたいと思います。

なお、運用指針の改定に当たり、座長をはじめとする各委員の皆様、関係省庁・関係業界・団体及び被災自治体の皆様に多大な協力をいただいたことに感謝する次第です。

平成30年3月

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

## 序（平成 25 年改定当時）

災害に係る住家の被害認定については、平成 13 年にその認定基準の見直しを図り、調査方法の統一を図る観点から、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めました。

その後、平成 19 年 11 月の被災者生活再建支援法改正の際に、衆議院において「浸水被害、地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること」との附帯決議がなされたこと等を踏まえ、内閣府において学識経験者等からなる検討会を設置し検討を行い、平成 21 年 6 月に運用指針を改定しました。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に際しては、液状化した地盤に係る住家被害認定の合理化、津波による住家被害認定の迅速化等を目的とした事務連絡を発出するなどの特例措置を実施してまいりました。

東日本大震災以降のこうした特例措置を踏まえ、内閣府では、有識者等からなる「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」（座長：坂本功 東京大学名誉教授）を設置し、これらの特例措置について改めて検討するとともに、その他の住家被害認定の事務手続の迅速化や簡素化について検討を行いました。

今回改定した運用指針は、検討会での議論を集約してとりまとめたものであり、今後の災害に係る住家の被害認定において、適切に活用していただきたいと考えております。

なお、本運用指針の改定にあたり、座長をはじめとする各委員の皆様及び被災自治体職員の皆様、関係者各位に多大な協力をいただいたことに感謝する次第です。

平成 25 年 6 月

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）

## 序（平成21年作成当時）

災害による住宅の被害については、国が示した「災害の被害認定基準（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）」等に基づき、市町村が被害の程度を認定し、災害証明書を発行しています。被害認定の標準的な調査・判定方法については、「災害の被害認定基準」を受けて、内閣府が、平成13年に作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において定めています。

住宅の被害認定については、平成19年11月の被災者生活再建支援法改正の際に、衆議院において「浸水被害、地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること」との附帯決議がなされました。

この附帯決議等を踏まえ、内閣府では、学識経験者等からなる「被害の実態に即した適切な住家被害認定の運用確保方策に関する検討会」（座長：坂本功 東京大学名誉教授）を設置し、過去の災害における住宅被害及び公共団体による被害認定の実態に即した住家被害認定の調査・判定方法に関する検討を行いました。

今回改定した運用指針は、パブリックコメント等をも踏まえ、検討会での議論の集約としてとりまとめられたものであり、今後の災害に係る住宅の被害認定に当たり、適切に活用していただきたいと考えております。

なお、本運用指針の改定に当たって、座長をはじめとする各委員の方々及び関係者各位に多大な協力をいただいたことに感謝する次第です。

平成21年6月

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）

## 序（平成13年作成当時）

災害に係る被害認定については、「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日総審第115号）」によりその統一が図られ、住家の被害についても全壊・半壊の統一基準が示された。

しかしながら、建築技術の進歩とともに、生活様式の変化に伴う居住者の住宅に関する要求内容の高度化などから、住宅被害の態様も多様化し、その結果、最近の災害に係る住家の被害認定がその実状に合わないのではないかとの指摘がなされた。

そこで、内閣府では、学識経験者等からなる「災害に係る住宅等の被害認定基準検討委員会」（委員長：高寄昇三 甲南大学経済学部教授。以下「委員会」という。）を設置し、被害認定基準のうち住家の全壊及び半壊に係る認定基準について、問題点の抽出、基準見直しの基本的な考え方を検討し、基準の見直しを行うとともに、委員会内にワーキンググループ（委員長：坂本功 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授）を設置し、住家の被害認定業務の円滑な実施に資するための被害認定基準運用指針を作成するため、技術的検討を行った。

本運用指針は、委員会の議論の集約としてとりまとめられたものであり、今後の災害に係る住家の被害調査にあたり、広く適切に活用されることを切望するものである。

なお、本運用指針の作成にあたって、委員長をはじめとする各委員の方々及び関係者各位に多大な協力をいただいたことに感謝する次第である。

内閣府政策統括官（防災担当） 付  
参事官（災害復旧・復興担当）



# 目 次

【総則】	P 1
1. 目的	P 1
2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等	P 1
3. 住家の被害認定基準等と被害認定調査の運用	P 2
4. 適用範囲	P 2
5. 調査方法	P 3
6. 判定方法	P 4
7. 部位別構成比の取扱いについて	P 9
8. 木造と非木造の混構造の取扱いについて	P 9
9. 集合住宅の取扱いについて	P 10
10. 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分 判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等	P 10
11. 調査結果の記録等	P 12
12. その他	P 12
<参考>被害認定の流れ	P 13

## 第 1 編 地震による被害 P 1- 1

### 【木造・プレハブ】 P 1- 3

#### <被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）> P 1- 4

1. 第 1 次調査に基づく判定	P 1- 5
（1）外観による判定	P 1- 5
（2）傾斜による判定	P 1- 6
（3）部位による判定	P 1- 7
1-1. 屋根	P 1- 8
1-2. 壁（外壁）	P 1-10
1-3. 基礎	P 1-13
2. 第 2 次調査に基づく判定	P 1-17
（1）外観による判定	P 1-17
（2）傾斜による判定	P 1-18
（3）部位による判定	P 1-19
2-1. 屋根	P 1-22
2-2. 柱（又は耐力壁）	P 1-23
2-3. 床（階段を含む）	P 1-31
2-4. 外壁	P 1-33
2-5. 内壁	P 1-35
2-6. 天井	P 1-37
2-7. 建具	P 1-38
2-8. 基礎	P 1-39
2-9. 設備	P 1-41

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 - - - - - P 1-42

【非木造】 - - - - - P 1-43

<被害認定フロー（地震による被害 非木造）> - - - - - P 1-44

1. 第1次調査に基づく判定 - - - - - P 1-45

(1) 外観による判定 - - - - - P 1-45

(2) 傾斜による判定 - - - - - P 1-45

(3) 部位による判定 - - - - - P 1-47

1-1. 柱（又は梁）又は外壁 - - - - - P 1-49

1-2. 雑壁・仕上等 - - - - - P 1-58

1-3. 設備等（外部階段を含む） - - - - - P 1-60

2. 第2次調査に基づく判定 - - - - - P 1-61

(1) 外観による判定 - - - - - P 1-61

(2) 傾斜による判定 - - - - - P 1-62

(3) 部位による判定 - - - - - P 1-63

2-1. 柱（又は耐力壁） - - - - - P 1-66

2-2. 床・梁 - - - - - P 1-72

2-3. 外部仕上・雑壁・屋根 - - - - - P 1-76

2-4. 内部仕上・天井 - - - - - P 1-78

2-5. 建具 - - - - - P 1-80

2-6. 設備等（外部階段を含む） - - - - - P 1-81

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 - - - - - P 1-82

第2編 水害による被害 ----- P 2- 1

【木造・プレハブ】----- P 2- 3

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞----- P 2- 4

1. 第1次調査に基づく判定 ----- P 2- 7

(1) 外観による判定 ----- P 2- 7

(2) 浸水深による判定 ----- P 2- 7

2. 第2次調査に基づく判定 ----- P 2-10

(1) 外観による判定 ----- P 2-10

(2) 傾斜による判定 ----- P 2-10

(3) 浸水深による判定 ----- P 2-12

(4) 部位による判定 ----- P 2-12

2-1. 屋根 ----- P 2-15

2-2. 柱（又は耐力壁） ----- P 2-18

2-3. 床（階段を含む） ----- P 2-26

2-4. 外壁 ----- P 2-28

2-5. 内壁 ----- P 2-31

2-6. 天井 ----- P 2-33

2-7. 建具 ----- P 2-35

2-8. 基礎 ----- P 2-37

2-9. 設備 ----- P 2-41

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 ----- P 2-42

【非木造】----- P 2-43

＜被害認定フロー（水害による被害 非木造）＞----- P 2-44

1. 調査・判定 ----- P 2-45

(1) 外観による判定 ----- P 2-45

(2) 傾斜による判定 ----- P 2-45

(3) 部位による判定 ----- P 2-47

1-1. 柱（又は耐力壁） ----- P 2-50

1-2. 床・梁 ----- P 2-60

1-3. 外部仕上・雑壁・屋根 ----- P 2-65

1-4. 内部仕上・天井 ----- P 2-67

1-5. 建具 ----- P 2-69

1-6. 設備等（外部階段を含む） ----- P 2-71

2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 ----- P 2-72

第3編 風害による被害 ----- P 3- 1

【木造・プレハブ】----- P 3- 3

<被害認定フロー（風害による被害 木造・プレハブ）>----- P 3- 4

1. 調査・判定 ----- P 3- 5

(1) 外観による判定 ----- P 3- 5

(2) 傾斜による判定 ----- P 3- 5

(3) 屋根等の損傷による判定 ----- P 3- 7

(4) 部位による判定 ----- P 3- 7

1-1. 屋根 ----- P 3-10

1-2. 柱（又は耐力壁） ----- P 3-13

1-3. 床（階段を含む） ----- P 3-21

1-4. 外壁 ----- P 3-23

1-5. 内壁 ----- P 3-26

1-6. 天井 ----- P 3-28

1-7. 建具 ----- P 3-30

1-8. 基礎 ----- P 3-32

1-9. 設備 ----- P 3-36

2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応----- P 3-37

【非木造】----- P 3-39

<被害認定フロー（風害による被害 非木造）>----- P 3-40

1. 調査・判定 ----- P 3-41

(1) 外観による判定 ----- P 3-41

(2) 傾斜による判定 ----- P 3-41

(3) 屋根等の損傷による判定 ----- P 3-43

(4) 部位による判定 ----- P 3-43

1-1. 柱（又は耐力壁） ----- P 3-46

1-2. 床・梁 ----- P 3-57

1-3. 外部仕上・雑壁・屋根 ----- P 3-62

1-4. 内部仕上・天井 ----- P 3-64

1-5. 建具 ----- P 3-66

1-6. 設備等（外部階段を含む）----- P 3-68

2. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応----- P 3-69

## 第4編 液状化等の地盤被害による被害 ----- P 4- 1

<被害認定フロー（地盤の液状化等により損傷した住家の被害）> P 4- 3

1. 第1次調査に基づく判定 ----- P 4- 4
  - (1) 外観による判定 ----- P 4- 4
  - (2) 傾斜による判定 ----- P 4- 4
  - (3) 住家の潜り込みによる判定 ----- P 4- 4
  
2. 第2次調査に基づく判定 ----- P 4- 5
  - (1) 外観による判定 ----- P 4- 5
  - (2) 傾斜による判定 ----- P 4- 5
  - (3) 住家の潜り込みによる判定 ----- P 4- 5
  - (4) 部位による判定 ----- P 4- 5
  
3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応 ----- P 4- 7
  
4. 留意事項 ----- P 4- 7

調査票記入例	-----	調査票- 1
(1) (地震による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票- 3
(2) (地震による被害) 非木造	-----	調査票- 9
(3) (水害による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票-12
(4) (水害による被害) 非木造	-----	調査票-22
(5) (風害による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票-24
(6) (風害による被害) 非木造	-----	調査票-27
(7) (液状化等の地盤被害による被害) 木造・プレハブ	-----	調査票-29
(8) (液状化等の地盤被害による被害) 非木造	-----	調査票-31

参考資料	-----	参- 1
(1) 「災害の被害認定基準について」平成13年6月28日府政防第518号 内閣府政策統括官（防災担当）通知	-----	参- 3
(2) 「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について ＜抜粋＞」平成22年9月3日府政防第608号内閣府政策統括官（防災担当） 通知	-----	参- 5
(3) 「災害救助事務取扱要領（令和2年3月）＜抜粋＞」令和2年3月30日 府政防第763号内閣府政策統括官（防災担当）通知	-----	参- 6
(4) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （平成21年6月）	-----	参- 7
(5) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （平成25年6月）	-----	参-13
(6) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （平成30年3月）	-----	参-14
(7) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定の主な内容」 （令和2年3月）	-----	参-18